

【規制業種又は業者】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業者や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 武雄市指定ごみ袋店頭販売店

【掲載内容】

- (1)掲載内容が次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

キ 社会的に不適切なもの

ク 国内世論が大きく分かれているもの

ケ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現など消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

例：「世界一」、「一番安い」、「今が、最後のチャンス（今でないと次はないという意味）など

コ 人材募集広告、イベント広告など期限があるもの

サ 虚偽の内容を表示したもの

シ 暴力やわいせつ性を連想・想起させるものなど、青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- (2)掲載する広告の色彩、意匠その他デザインが次のいずれかに該当するもの

ア 過度に鮮やかな模様を使用するもの

イ デザインがわかりにくいもの、見る者の判断を迷わせるもの

ウ 絵柄や文字が過密なもの

エ 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

オ 著しくデザインに劣るもの

カ マークやロゴだけで会社名等を特定できないもの

ク 肖像権・著作権にふれるもの(無断使用したもの)